

解体工事業の新設にかかる 業種追加のご案内について（詳細版）

1. 概要 P 1
2. 解体工事業の技術者要件 P 5
3. 申請の手続きについて P 8
4. 業種追加、新規申請時にかかる
工事経歴書等の記入方法 P 17
5. 決算変更届にかかる
工事経歴書等の記入方法 P 21
6. 許可申請時にかかる有資格区分
コードの記入方法 P 27
7. Q & A P 35

平成28年5月31日

三重県 県土整備部 建設業課

1. 概要

(1) 経緯について

解体工事に関する施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情を踏まえ、平成26年6月4日、「建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）」が公布されたことにより、建設業許可の業種区分に「解体工事業」が新設されることになりました。これまで解体工事は既存の「とび・土工工事業」の業種区分の中に含まれていましたが、「とび・土工工事業」から分離独立する形で、解体工事のみを施工する専門業種として「解体工事業」が新設されました。法施行日である平成28年6月1日以降は、1件500万円以上の解体工事を施工する場合は、「解体工事業」の許可を受けることが必要になります。

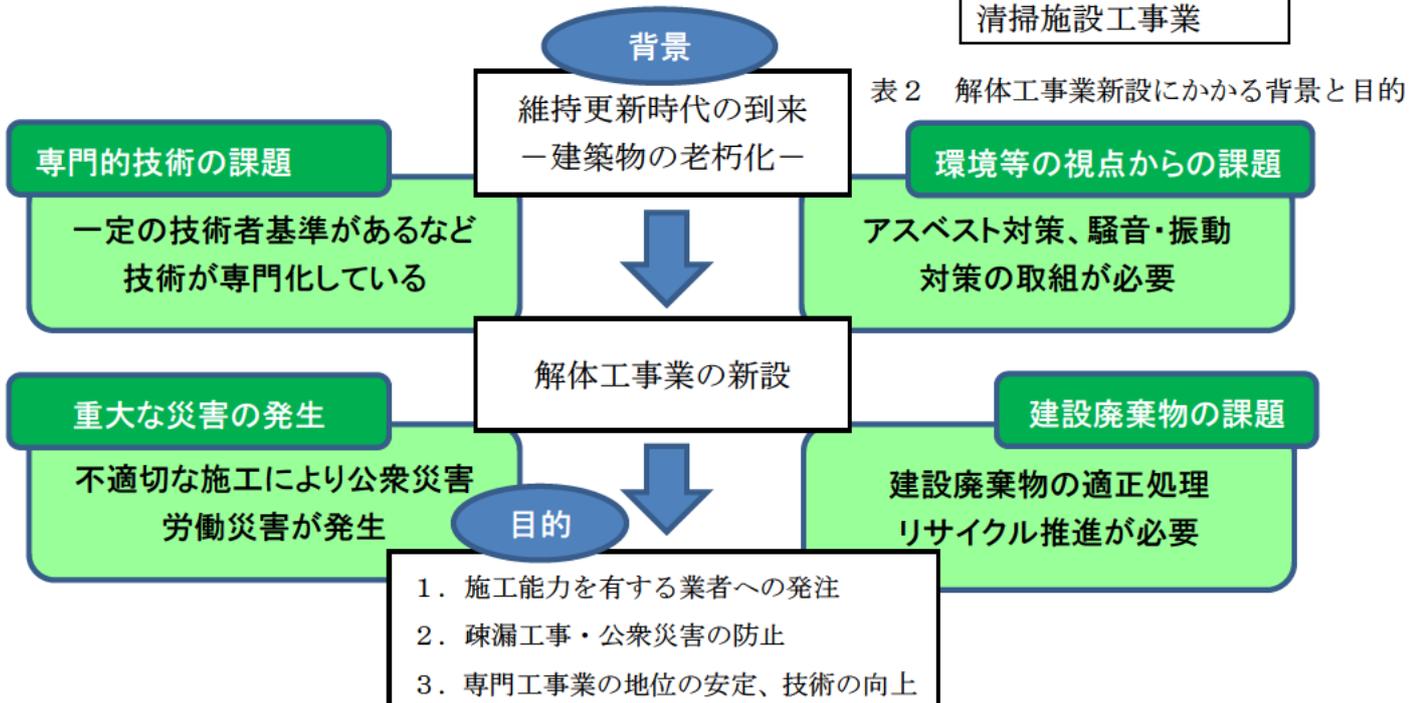
表1 建設業許可業種一覧表

業種区分 28業種⇒29業種		
土木工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	内装仕上工事業
建築工事業	鋼構造物工事業	機械器具設置工事業
とび・土工工事業	鉄筋工事業	熱絶縁工事業
左官工事業	舗装工事業	電気通信工事業
大工工事業	しゅんせつ工事業	造園工事業
石工事業	板金工事業	さく井工事業
屋根工事業	ガラス工事業	建具工事業
電気工事業	塗装工事業	水道施設工事業
管工事業	防水工事業	消防施設工事業
		清掃施設工事業

とび・土工工事業 ← 分離

新設

解体工事業 ←



(2) 解体工事の内容、区分、例示の考え方について

建設工事の種類 (法律別表)	許可業種 (法律別表)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日 建設省告示350号)	建設工事の例示 (平成13年4月3日 建設業許可事務ガイドライン)
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う 工事	工作物解体工事

○建設工事の区分の考え方（建設業許可事務ガイドライン）

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当します。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当します。

○解体工事にかかる業種区分の考え方

①解体工事



工事名：○○邸解体工事

工事内容：家屋等の工作物を解体する工事

許可業種：解体工事業（工作物の解体を行う工事）

②建築一式工事



工事名：高層ビルの解体工事

工事内容：高層ビル等の建築物を解体する工事

許可業種：建築工事業（総合的な企画、指導、調整が必要な建築物を解体する工事）

③各専門工事



工 事 名：信号機の解体工事

工事内容：信号機のみを解体する工事

許可業種：電気工事業（それぞれの専門工事（この場合、電気工事）において建設される目的物について、それのみを解体する工事）

（３）法律上の経過措置について

①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けている業者にかかる経過措置

施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる業者は、引き続き3年間（平成31年5月31日まで）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。

※平成31年6月1日以降は、とび・土工工事業の許可をもって解体工事業を営むことができません。引き続き解体工事業を営もうとする場合は、解体工事業の許可を受ける（「業種追加」又は「般・特新規」）が必要です。

②解体工事業の技術者要件にかかる経過措置

平成33年3月31日までの間は、既存のとび・土工工事業の技術者^{※1}は、すべて解体工事業の技術者とみなします（①の経過措置業者の技術者だけがみなされるわけではありません）。

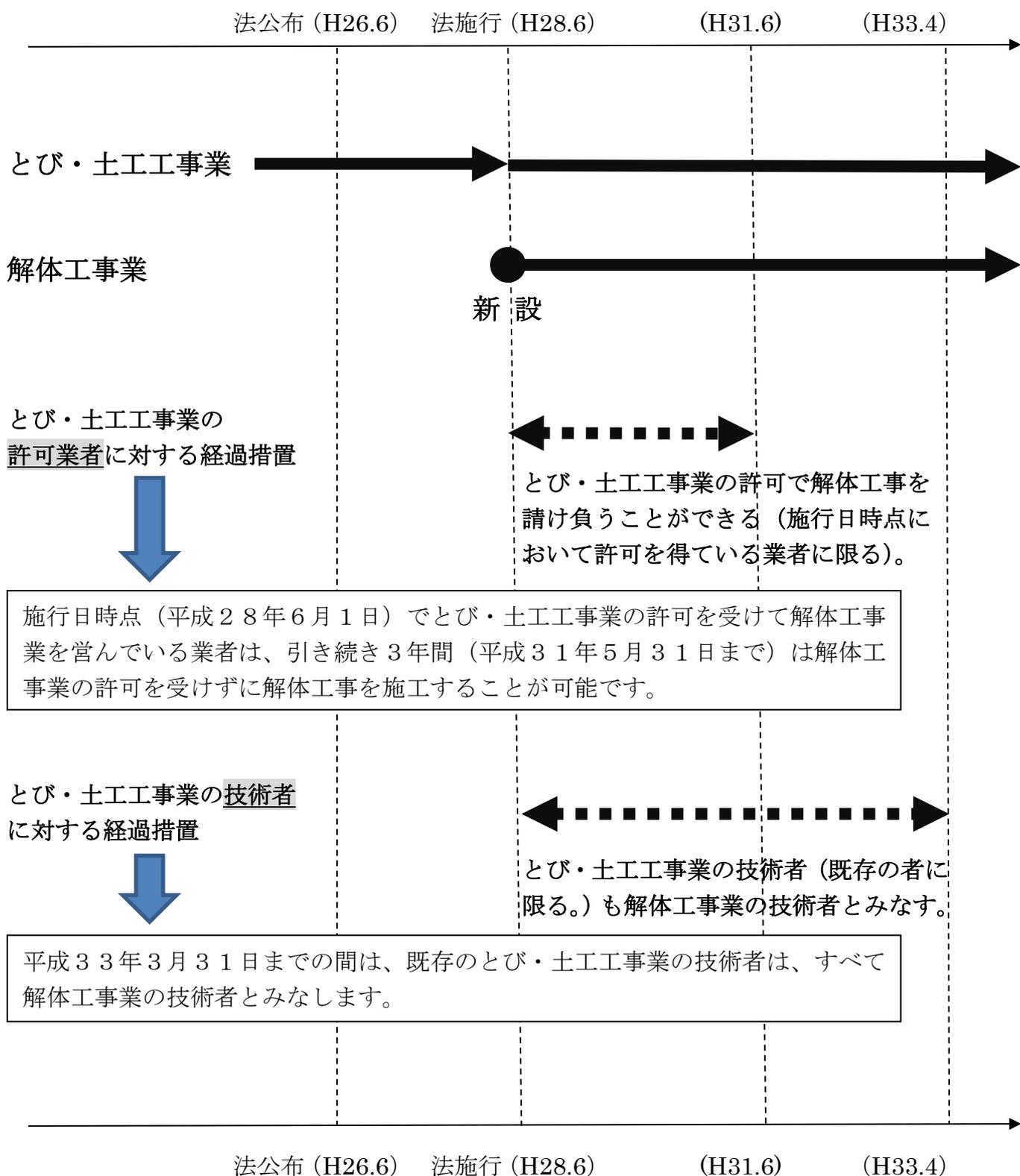
③解体工事業の経營業務の管理責任者にかかる経過措置

施行日前のとび・土工工事業にかかる経營業務管理責任者としての経験は、解体工事業にかかる経營業務管理責任者の経験とみなします。

^{※1} 「既存のとび・土工工事業の技術者」とは、施行日時点において、とび・土工工事業の技術者としての要件を満たす者を指します。施行日以降に資格等を取得し、とび・土工工事業の技術者としての要件を満たしたとしても経過措置の対象にはなりません。

なお、「技術者」とは、営業所専任技術者又は主任技術者、監理技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハ）に該当する者を指すものとして用いています。

(4) とび・土工事業の経過措置について



2. 解体工事業の技術者要件

(1) 解体工事業の技術者の資格

表3 技術者の資格一覧表

● 監理技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 1級土木施工管理技士^{※1}
- ・ 1級建築施工管理技士^{※1}
- ・ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））^{※2}
- ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の解体工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

● 主任技術者の資格等

次のいずれかの資格等を有する者

- ・ 監理技術者の資格のいずれか
- ・ 2級土木施工管理技士（土木）^{※1}
- ・ 2級建築施工管理技士（建築又は躯体）^{※1}
- ・ とび技能士（1級）
- ・ とび技能士（2級）合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・ 登録技術試験の合格者（種目：解体工事）
- ・ 大卒（指定学科^{※3}）3年以上、高卒（指定学科^{※3}）5年以上、その他10年以上の実務経験
- ・ 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
- ・ とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。なお、実務経験年数として算定されるのは、当該試験の合格証明書発行以後の実務経験に限ります。

※2 解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

※3 指定学科とは、土木工学又は建築学に関する学科です。

(2) 解体工事業の技術者要件に関する経過措置

- 平成33年3月31日までの間は、既存のとび・土工工事業の技術者は、すべて解体工事業の技術者とみなします。

(例) 平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士(薬液注入)の場合

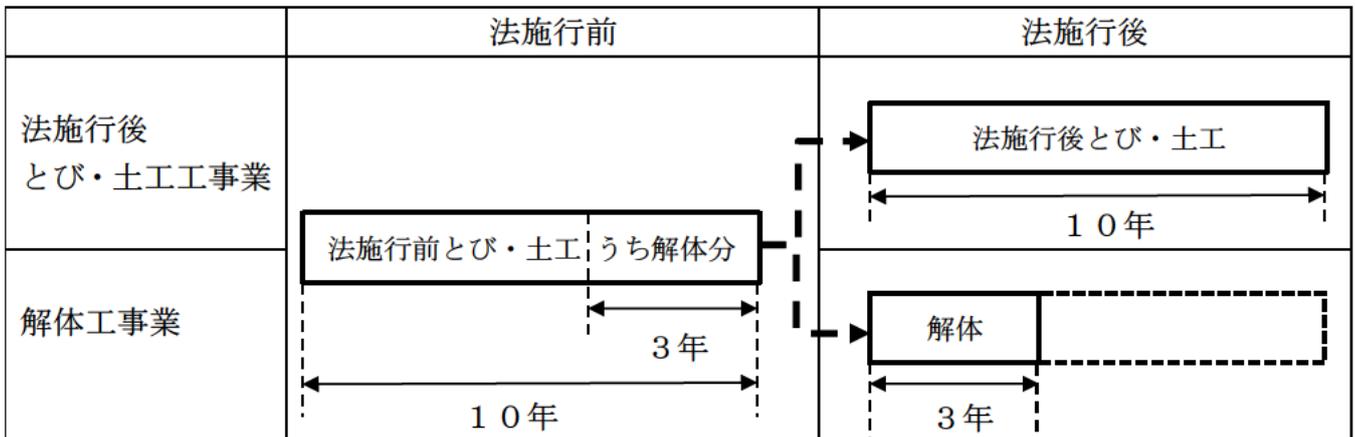
平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
解体工事業の技術者と <u>みなす</u>	解体工事業の技術者ではない

(3) 法施行前後のとび・土工工事業及び解体工事の実務経験年数の取扱い

- 新とび・土工工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の全ての実務経験年数とします。
- 解体工事の実務経験年数は、旧とび・土工工事の実務経験年数のうち解体工事にかかる実務経験年数とします。

説明の便宜上、「新とび・土工工事」とは施行日後のとび・土工工事を、「旧とび・土工工事」とは施行日前のとび・土工工事を指すものとして用いています。

法施行前、法施行後の実務経験の算出例

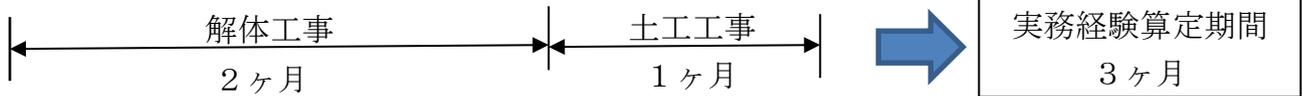


○実務経験年数算定にあたっての注意事項

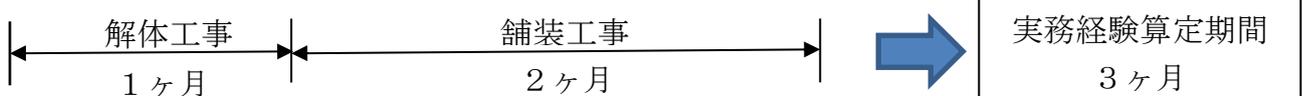
※ 実務経験期間は具体的に携わった建設工事に係る経験期間を積み上げて合計して得た期間であり、1年間の契約工期でそのうち解体工事に関する実務経験が1ヶ月であれば、その期間が実務経験期間となりますが、法施行前までの経験に限り、1つの契約で解体工事以外の工事をあわせて請け負っているものについては、当該契約工期を解体工事の実務経験年数とみなすこととします。

○実務経験年数算定にあたっての例示

①主たる工事は解体工事であるが、その契約に解体工事以外の工事が含まれている場合
例：家屋の解体に加え建物跡を整地する土工工事が含まれた契約



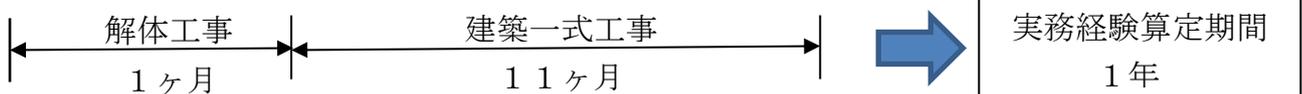
②主たる工事は舗装工事であるが、その契約に解体工事が含まれている場合
例：駐車場を作るために家屋の解体を行うといった舗装工事に解体工事が含まれた契約



法施行前までの経験に限り、1つの契約において解体工事以外の工事もあわせて請け負っている場合については、当該契約工期（3ヶ月）を解体の実務経験の期間として認められます。

③総合的な企画、指導、調整が必要な土木工作物又は建築物を建設する工事の中に解体工事が含まれている場合

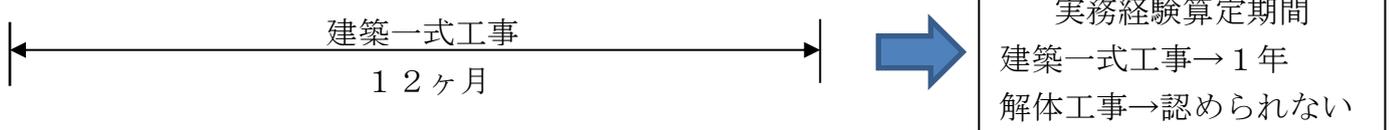
例：古い家屋の解体工事を行った後、同じ敷地内に新築の家屋を建設する工事を一体で請け負う契約



法施行前までの経験に限り、総合的な企画、指導、調整が必要な土木工作物又は建築物を建設する工事の中に解体工事が含まれる場合、①、②同様に1つの契約において解体工事以外の工事もあわせて請け負っている場合については、当該契約工期（1年）を解体の実務経験の期間として認められます。

④総合的な企画、指導、調整が必要な建築物を解体する工事を請け負う場合

例：高層ビル、高層マンションの解体工事



高層ビル、高層マンションの解体といった、解体工事そのものにおいて、総合的な企画、指導、調整が必要な工事については、建築一式工事の実務経験として認められるものであり、解体工事の実務経験として認められません。

3. 申請の手続きについて

(1) 申請区分

① 業種追加・・・申請手数料50,000円



一般・特定いずれか又は両方の許可を受けている者が他の業種について、同一の許可区分に許可を申請するもの

(例1) 現在、「一般（土木工事業）」及び「一般（とび・土工工事業）」の許可を受けており、今回「一般（解体工事業）」を追加する場合

(例2) 現在、「特定（土木工事業）」、「特定（建築工事業）」、「一般（とび・土工工事業）」の許可を受けており、今回「特定（解体工事業）」を追加する場合

② 般・特新規・・・申請手数料90,000円

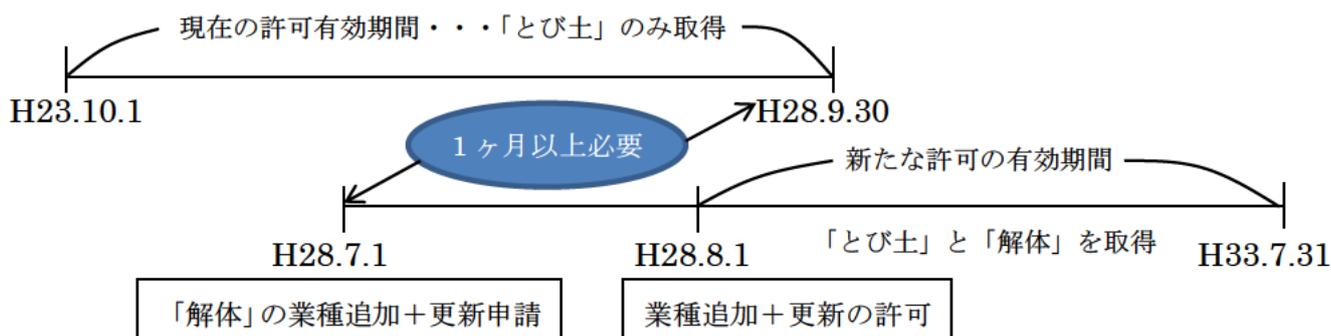


一般・特定の許可区分の切り替え申請をするもの
一般・特定いずれかの許可のみを受けている者が新たに許可区分の異なる許可を申請するもの

(例1) 現在、「一般（とび・土工工事業）」の許可を受けており、今回「特定（とび・土工工事業）」及び「特定（解体工事業）」の許可を申請する場合

(例2) 現在、「特定（土木工事業）」の許可を受けており、今回「一般（解体工事業）」の許可を申請する場合

※ 「業種追加」若しくは「般・特新規」の申請に際して、「更新」の申請も併せて行いたい場合、申請時において、「更新」をする建設業の許可が1ヶ月以上残っていれば認めることとします。ただし、更新の申請手数料（50,000円）が別途必要になります。



(2) 申請の手続について

< 1 > 許可申請時の法定書類【提出は3通（正本1通、副本2通）】 表4 申請書類一覧表

様式番号	申請書及び添付書類（注1）	申請区分									
		1 新規	2 許可 換え 新規	3 般・ 特新 規	4 業種 追加	5 更新	6 般・ 特新 規+ 業種 追加	7 般・ 特新 規+ 更新	8 業種 追加+ 更新	9 般・ 特新 規+ 業種 追加+ 更新	
	表紙	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
様式第1号 (P34)	★建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	★別紙一（役員等の一覧表）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(注2)
	★別紙二（1）営業所一覧表（新規許可等）	○	○	○	○		○	○	○	○	
	別紙二（2）営業所一覧表（更新）					○					
	別紙四（専任技術者一覧表）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
様式第2号 (P41～)	工事経歴書	○		○	○		○	○	○	○	
様式第3号 (P43～)	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○		○	○		○	○	○	○	
様式第4号 (P45)	使用人数	○		○	○		○	○	○	○	
様式第6号 (P46)	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
様式第11号 (P58)	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	△	△	△	△	△	△	△	(注3)
	定款（個人は不要）	○	○			△					(注4)
様式第15号 (P65～)	貸借対照表（法人用）	○	○								
様式第16号 (P68～)	損益計算書（法人用）	○	○								
様式第17号、17の2(P71～)	株主資本等変動計算書及び注記表（法人用）	○	○								
様式第17号の3	附属明細表	△	△								(注5)
様式第18号 (P75～)	貸借対照表（個人用）	○	○								
様式第19号 (P77～)	損益計算書（個人用）	○	○								
様式第20号 (P79～)	営業の沿革	○	○	○		○	○	○	○	○	
様式第20号の2 (P83)	所属建設業者団体	○	○	○		△	○	○	△	○	
様式第20号の3 (P84)	★健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
様式第20号の4 (P85)	主要取引金融機関名	○	○	○		△	○	○	△	○	
様式第7号 (P47～)	経營業務の管理責任者証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(注3)
	別紙（経營業務の管理責任者の略歴書）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
様式第8号 (P54)	★専任技術者証明書（新規・変更）	○	○	○	○		○	○	○	○	
	卒業証明書	△	△	△	△		△	△	△	△	
様式第9号 (P56)	実務経験証明書	△	△	△	△		△	△	△	△	
	資格証明書	△	△	△	△		△	△	△	△	
	監理技術者資格証	△	△	△	△		△	△	△	△	
様式第10号 (P57)	指導監督的実務経験証明書	△	△	△	△		△	△	△	△	
様式第11号の2 (P59)	★国家資格者等・監理技術者一覧表	○	○	○			△	△		△	(注6)
様式第12号 (P62)	★許可申請者の住所、生年月日等に関する調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
様式第13号 (P63)	★建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
様式第14号 (P64)	株主（出資者）調査（個人は不要）	○	○			△					
	・法務局発行の「登記されていないことの証明書」 ・市町村発行の身分証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(注7・注8)
	商業登記の履歴事項全部証明書	○	○	△	△	○	△	○	○	○	(注7)
	納税証明書（事業税・県民税）	○	○								

○印は必要書類（該当がなくても添付）

△印は場合によっては必要な書類

- 注1：書類の綴り方については、次ページに従ってください。
- 注2：法人の場合のみ作成してください。個人事業主の場合は作成不要です。
- 注3：支配人登記をしている方は、支配人登記簿の謄本を添付してください。
- 注4：設立時のものから変更されている場合は、原始定款及び議事録の写し、又は現行定款（現行定款に相違ない旨の証明をしたもの）
- 注5：資本金が1億円超または直近の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付が必要。
- 注6：別途資格確認書類は、申請書とは別綴じにして1部提出をしてください。
- 注7：申請日の直前3ヶ月以内発行のもの。

注8：(1) 法務局が発行する「登記されていないことの証明書」

- ※証明事項については、「成年被後見人、被保佐人とする記録がない。
（後見・保佐を受けていないことの証明が必要な方）」を選択してください。

証明書交付手続等は、以下のホームページを参照してください。

【東京法務局HP】 http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_seinen.html

※郵送での交付は東京法務局のみ取扱いをしております。

お問い合わせ先：〒102-8226

千代田区九段南 1-1-15（九段第2合同庁舎4階）

（電話）03-5213-1360（東京法務局民事行政部後見登録課）

【津地方法務局HP】 <http://houmukyoku.moj.go.jp/tsu/frame.html>

※窓口での証明書交付事務を行っているのは、三重県内では津地方法務局戸籍課のみとなります。

お問い合わせ先：津市丸之内 26-8（津合同庁舎）津地方法務局戸籍課

（電話）059-228-4192

(2) 本籍地の市区町村が発行する「身分証明書」

本籍のある市区町村（戸籍担当課）に請求をしてください。

「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出対象者

- | | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------|
| <p>{ (個人の場合) 事業主本人
(法人の場合) 役員（※非常勤含む。監査役は含まない）
建設業法施行令3条に規定する使用人（営業所長、支配人をおくとき） }</p> | } | <p>該当する者
全員分が必要</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---|-------------------------|

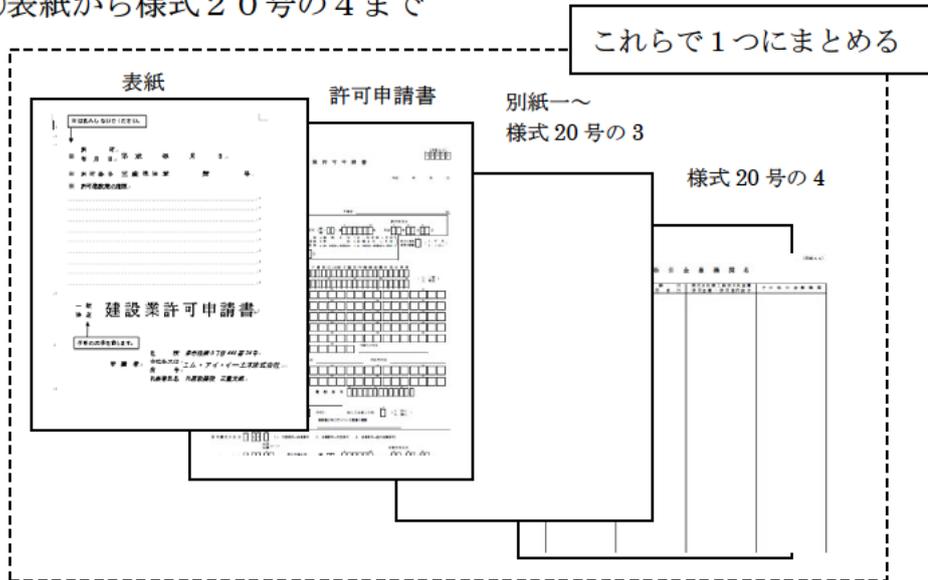
様式の変更について

建設業法改正に伴う同法施行規則の改正により、平成28年6月1日から様式が一部変更になります。変更になる様式は、P9の申請書の名称に「★」が付いている様式になります。解体工事業の申請においては、変更後の様式での提出でなければ受理できませんので、ご注意ください。

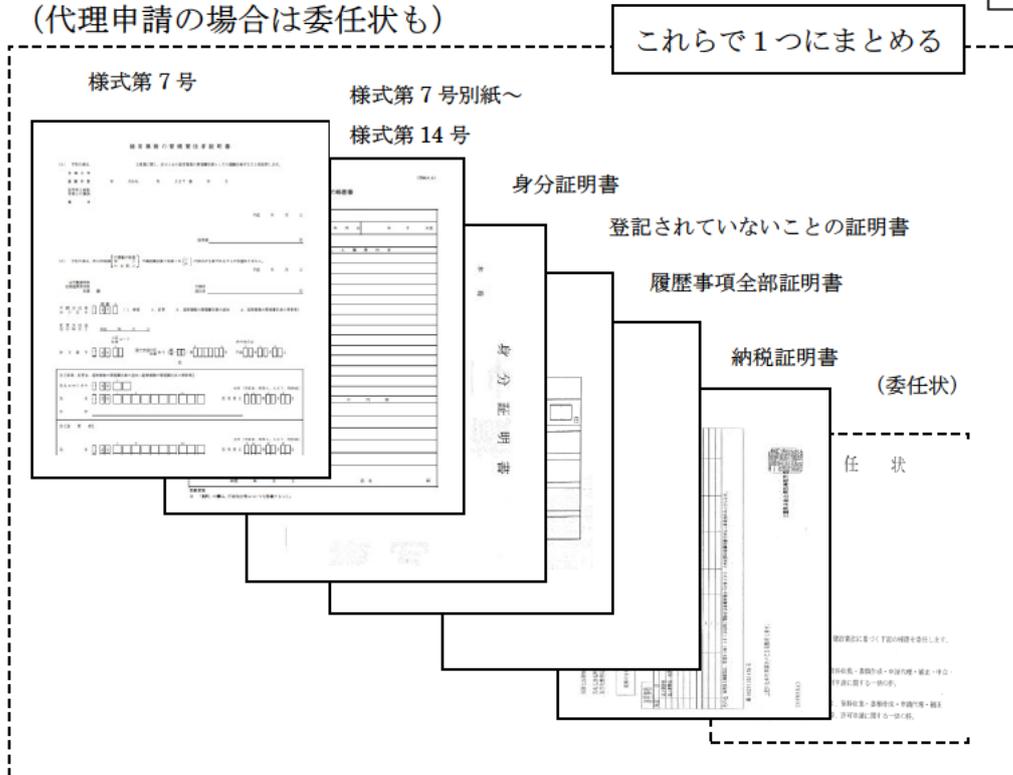
< 2 > 許可申請書類のまとめ方

「表4 申請書類一覧表 (P 9)」の法定書類は、表中の太線の前で下図①と②のように2つに分けて綴り、提出してください。

①表紙から様式20号の4まで



②様式第7号から納税証明書まで (代理申請の場合は委任状も)



①と②を併せて1通として、正本1通、副本2通を提出

③確認資料

上記①と②とは別綴じにして、次ページから記載の確認資料を1部提出してください。

< 3 > 許可申請時の確認資料【提出は1部】

知事許可を受けるための申請時には、次の①から⑤の資料を提出してください。
※場合によっては、これらとは別に追加の資料を求めたり、原本の提示を求められることがあります。

① 経營業務管理責任者、専任技術者、令3条に規定する使用人

イ 常勤性等の確認（必須書類）

申請区分	経營業務管理責任者		専任技術者	令3条使用人
	法人 個人（支配人）	個人（本人）	法人 個人（本人以外）	
新規・更新 変更	住民票【原本】 社会保険証【写】	住民票【原本】 確定申告書【写】注2 国民健康保険証【写】	住民票【原本】 社会保険証【写】	住民票【原本】 社会保険証【写】 注3
業種追加	注1	注1	注1	注1

出向者の場合は、出向先の勤務状況が確認できる書面【写】（出向協定書及び辞令等）
住民票の有効期間は、申請日以前3ヶ月とします。なお、住民票は個人番号（マイナンバー）が記載されていないものを提出してください。

注1：場合によって（技術者の追加が伴う場合等）は、資料を提出していただくことがあります。

注2：申請直前の税務署受付印（※）のある表紙

※電子申告の場合は受信通知となります。税務署受付印が無い場合は、別途これを補完する資料を求めることがあります。以下同じ取り扱いです。

注3：見積・入札及び契約締結の権限に関する委任状【原本】

住民票について（住民票抄本）

住民票の住所と申請書類に記載されている現住所が異なる場合は、現住所に居住していることが確認できる a、b のいずれかの資料も併せて提出してください。

a 借り主を本人名義とする賃貸契約書【写】

b 本人宛の公共料金の請求書【写】

社会保険証について

・原則として、事業所名称と申請書の会社名又は商号が一致しない場合は常勤性を認めません。

・国民健康保険被保険者証及び建設国民健康保険被保険者証の場合は勤務先が特定できないので、下記に挙げるいずれかの資料も併せて提出してください。

a. 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書【写】

（健康保険被保険者適用除外承認証も可）

b. 雇用保険被保険者資格取得時確認通知書【写】

c. 住民税特別徴収額の通知書【写】（特別徴収義務者用・申請直前のもの）

d. 確定申告書の表紙及び役員報酬手当等及び人件費の内訳書【いずれも写】

（税務署受付印のある申請直前のもの）

e. 市町村発行の所得証明書（最新のもの）及びそれに対応する源泉徴収票【写・提出】

営業所の所在地と住民票の住所が遠距離の場合は、通勤経路を記載したものに加えて下記の資料が必要になります。

・鉄道で通勤している場合 通勤定期券【写】

・車で通勤し高速道路を使用している場合 その利用がわかる書類【写】

ロ 経營業務管理責任者の経験の確認（更新・業種追加で変更がない場合は不要）

<p>法人の役員として経営経験がある場合（a，b <u>すべてが必要</u>）（注1）</p> <p>a 契約書、発注証明書、注文書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの【写】（但し、<u>見積書のみは不可</u>）</p> <p> 法第7条第1号イ該当：1年1件満5年分以上</p> <p> 法第7条第1号ロ該当：1年1件満7年分以上</p> <p>b 履歴事項（閉鎖事項）全部証明書【原本】（注2）<u>申請日の直前3ヶ月以内のもの</u>（閉鎖事項証明書の場合は発行日問わず）</p> <p> 満5年または7年を満たし得る丁数の目的欄及び役員欄</p>
<p>許可業者の令第3条に規定する使用人として経営経験がある場合</p> <p>所属していた建設業者の建設業許可申請書の次に掲げる箇所の【写】</p> <p>表紙（受付印のあるもの）、様式第1号、別紙二、様式第11号、様式第13号</p> <p> 法第7条第1号イ該当：満5年分以上</p> <p> 法第7条第1号ロ該当：満7年分以上</p>
<p>個人事業主として経営経験がある場合（a，b <u>すべてが必要</u>）（注1）</p> <p>a 契約書、発注証明書、注文書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの【写】（但し、<u>見積書のみは不可</u>）</p> <p> 法第7条第1号イ該当：1年1件満5年分以上</p> <p> 法第7条第1号ロ該当：1年1件満7年分以上</p> <p>b 所得税の確定申告書B【写】（税務署受付印のある控え）（営業等欄に収入がない場合は経験を認めません）</p> <p> イ該当：5年分以上</p> <p> ロ該当：7年分以上</p>
<p>事業承継（個人事業主の補佐経験）（a，bの<u>いずれか</u>）（注3）</p> <p>a 所得税の確定申告書B【写】（税務署受付印のある控え）</p> <p> 事業専従者に関する事項に記載されている配偶者又は子・親で7年分</p> <p>b 所得税の確定申告書の収支内訳書【写】（税務署受付印のある控え）</p> <p> 給料賃金の内訳書に記載されている配偶者又は子・親で7年分及び戸籍抄本もしくは戸籍謄本【原本】（申請直前3ヶ月以内に発行のもの）</p>

注1：建設業許可を受けた法人又は個人事業主において過去に経營業務の管理責任者として証明されているときで、それが許可申請時の場合は建設業許可申請書表紙（受付印のあるもの）と経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）【いずれも写】を、変更届時の場合は変更届出書（様式第22号の2）（受付印のあるもの）と経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）【いずれも写】を提出すればaとbの書類を省略することができます。なお、内容に疑義がある場合は、許可申請書の原本を確認します。

また、建設業許可は受けていたものの経營業務の管理責任者として証明されていない個人事業主や法人の役員の場合は、その建設業許可申請書表紙（受付印のあるもの）または建設業許可通知書【いずれも写】を必要年数分提出すれば、aの書類を省略することができます。

注2：事業承継とは、建設業許可を受けて建設業の営業を行っていた個人事業主が死亡し、又は老齢等社会通念上その営業の継続が困難となり、その者と共同で営業を行っていた配偶者又は子・親が新たに個人事業主となり、事業を承継する場合をいいます。

※「準ずる地位における補佐経験」を要件とする場合は、「建設業許可事務ガイドラインについて（国土交通省通知 平成13年4月3日国総建第97号）」に沿って審査します。詳しくは窓口（P16）にお尋ねください。

ハ 専任技術者の資格要件の確認（実務経験を要件とする場合のみ必要）

<p>実務経験を要件とする場合</p> <p>実務経験証明書（様式第9号）に記載した工事について、請負契約書、注文書、発注証明書、工事履行証明書等の工事請負の実態が分かる資料【写】</p> <p>※実務経験証明書（様式第9号）の証明者の印は、証明者が法人の場合は法務局に、個人の場合は市町村に登録済みの印鑑を押印してください。</p> <p>※押印された印影に疑義がある場合、別途印鑑証明（証明者が法人の場合）又は印鑑登録証明書（証明者が個人の場合）の提出を求める場合があります。</p>
<p>指導監督的実務経験を要件とする場合</p> <p>指導監督的実務経験証明書（様式第10号）に記載した各工事に係る請負契約書【写】</p>

②財産的基礎または金銭的信用（一般建設業許可の更新及び一般建設業許可を更新した後の業種追加の場合は不要）

倒産することが明白である場合を除き、申請時において次表に掲げる要件を備えていること。（法第7条第4号、第15条第3号）

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
<p>次の<u>いずれかに</u>該当すること。</p> <p>イ 自己資本の額が500万円以上であること。</p> <p>ロ 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。</p> <p>ハ 許可申請の直前過去5年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること。</p>	<p>次の<u>すべてに</u>該当すること。</p> <p>イ 欠損額が資本金の額の20%を超えていないこと。</p> <p>ロ 流動比率が75%以上であること。</p> <p>ハ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。</p>

なお、一般建設業の許可を受ける際、ロ「500万円以上の資金を調達する能力を有すること」による場合は、基準日が申請直前2週間以内のもので、取引金融機関の預金残高証明書【原本】、取引金融機関の融資証明書【原本】等を提出してください。なお、証明書が2枚以上になる場合は、基準日が同じものでなければなりません。

③営業所（業種追加の場合は不要、般・特新規の場合は必要）

所在地を確知するため、a 及びb ならびに c, d のいずれかの資料を提出してください。

a 営業所の所在地付近の案内図 営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共・公益施設等の位置を明記した概略図
b 営業所の写真（デジタルカメラでも可） 外観（注1）の全景写真と入り口付近（注1）・内部（注2）を撮影したもので、A4台紙に貼付又は印刷してください。なお、申請日以前3ヶ月以内のものに限ります。
c 所在地が確認できる書面（自社又は個人事業主本人所有の場合） 当該建物の登記事項証明書【写】または固定資産評価額証明書【写】、固定資産課税明細書【写】
d 所在地が確認できる書面（借用の場合） 借り主を貴社又は個人事業主本人名義とする当該建物の賃貸借契約書【写】 借り主を貴社又は個人事業主本人名義とする当該建物の使用貸借契約書【写】 ※上記契約の契約期間が満了している場合（自動更新の項目がある場合を除く）は、賃貸借契約にあつては直近3ヶ月分の賃借料の支払いを確認できる振込明細、領収書等【写】、使用貸借契約にあつては申請時点での貸主の建物使用承諾書が必要になります。

注1：社名が入った看板が判読できるように撮影してください。

注2：電話、机等什器備品を備え付けている状況がわかるように撮影してください。なお、更新の場合は、併せて建設業の許可票が確認できるように撮影してください。

④健康保険等の加入状況（必須書類）

様式第20の3に記載した加入状況を確認するため、適用事業所で各保険に加入している場合は、下記の書類を提出してください。

なお、加入義務があるにも関わらず、未加入が判明した場合は指導等を実施することになります。

イ 健康保険及び厚生年金保険について 申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し
ロ 雇用保険について 申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し

< 4 > 許可申請の手続き

①申請書類の提出

許可を受けようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所の総務・管理室総務課に申請書正本1通、副本2通のあわせて3通を提出してください。

表5 許可申請書類の提出先

主たる営業所の所在地	提出先	住所	電話番号
桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町	桑名建設事務所 総務課	桑名市 中央町5丁目7-1	0594-24-3661
四日市市、菰野町、朝日町、川越町	四日市建設事務所 総務課	四日市市 新正4丁目21-5	059-352-0665
鈴鹿市、亀山市	鈴鹿建設事務所 総務課	鈴鹿市 西条5丁目117	059-382-8680
津市	津建設事務所 総務課	津市 桜橋3丁目446-34	059-223-5200
松阪市、多気町、明和町、大台町	松阪建設事務所 総務課	松阪市 高町138	0598-50-0577
伊勢市、玉城町、南伊勢町、大紀町、度会町	伊勢建設事務所 総務課	伊勢市 勢田町628-2	0596-27-5197
鳥羽市、志摩市	志摩建設事務所 総務課	志摩市 阿児町鶴方3098-9	0599-43-5125
伊賀市、名張市	伊賀建設事務所 総務課	伊賀市 四十九町2802	0595-24-8200
尾鷲市、紀北町	尾鷲建設事務所 総務課	尾鷲市 坂場西町1番1号	0597-23-3524
熊野市、御浜町、紀宝町	熊野建設事務所 総務課	熊野市 井戸町371	0597-89-6142

②申請手数料

三重県収入証紙を指定販売所（百五・第三・三重銀行、農協等）で購入してください。

表6 申請手数料一覧表

申請区分	一般又は特定の一方のみ申請する場合	一般と特定の両方を申請する場合
イ新規	90,000円	180,000円
ロ許可換え新規	90,000円	180,000円
ハ一般・特新規	90,000円	
ニ業種追加	50,000円	100,000円
ホ更新	50,000円	100,000円
ヘ一般・特新規＋業種追加		140,000円
ト一般・特新規＋更新		140,000円
チ業種追加＋更新	100,000円	150,000円又は200,000円
リ一般・特新規＋業種追加＋更新		190,000円

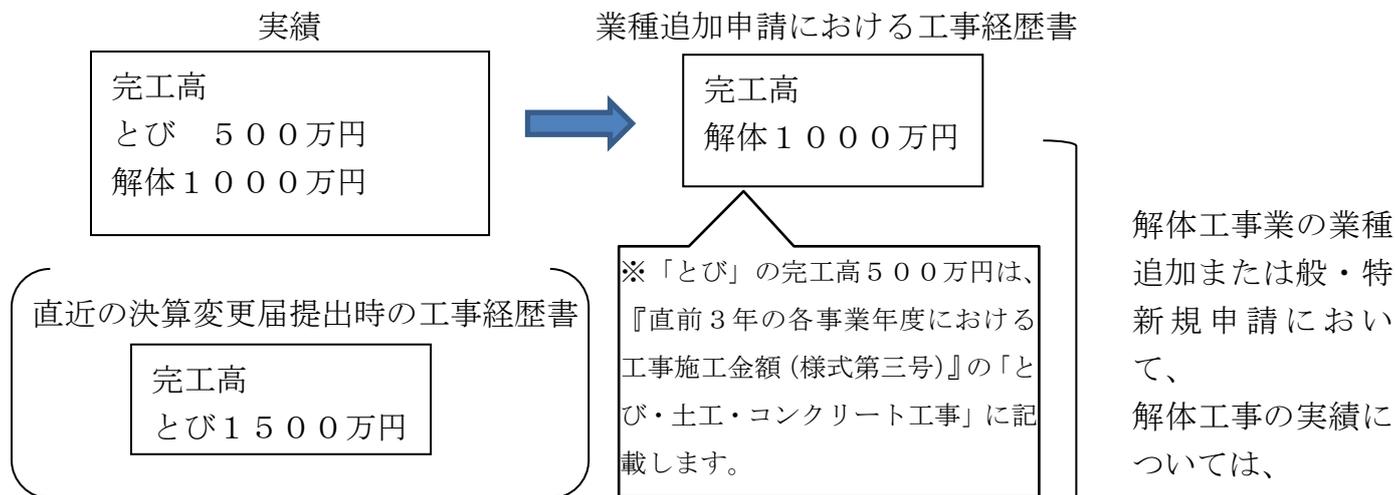
4. 業種追加、般・特新規申請時にかかる工事経歴書等の記入方法

(例1) 解体工事業を業種追加申請する場合

想定：平成28年7月に「(一般) 解体工事業」の業種追加申請を行う。

決算期間：平成27年2月～平成28年1月

既に許可を受けている業種：「(一般) とび・土工事業」のみ

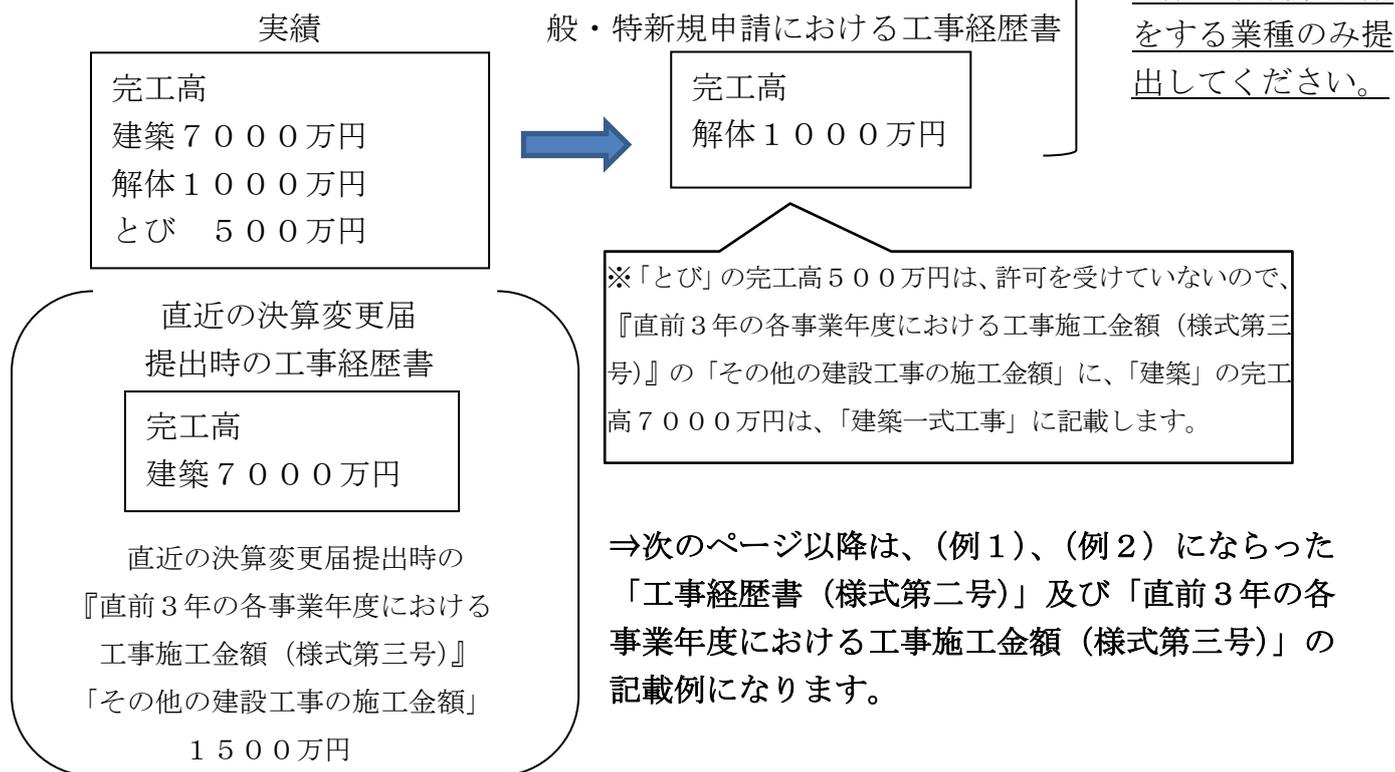


(例2) 解体工事業を般・特新規申請する場合

想定：平成28年7月に「(一般) 解体工事業」の般・特新規申請を行う。

決算期間：平成27年2月～平成28年1月

既に許可を受けている業種：「(特定) 建築工事業」のみ



直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)の記載例

(例1)

様式第三号 (第二条関係)

(用紙A4)

許可を受けようとする(既に受けている)建設工事の種類をすべて書きますので、業種追加する「解体工事業」の完工高を記載します。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

許可を受けていない業種に係る建設工事の額を書きます。

(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注 文 者 の 区 分	認可に係る建設工事の施工金額			その他の建設工事の施工金額	合計
		とび・土工・コンクリート 工事	解体 工事			
第 25 期 平成 25 年 2 月 1 日から 平成 26 年 1 月 31 日まで	元請 公共	5,000	0		0	5,000
	元請 民間	3,000	5,000		0	8,000
	下請	2,000	0		0	2,000
	計	10,000	5,000		0	15,000
第 26 期 平成 26 年 2 月 1 日から 平成 27 年 1 月 31 日まで	元請 公共	3,000	8,000		0	11,000
	元請 民間	1,000	2,000		0	3,000
	下請	1,000	5,000		0	6,000
	計	5,000	15,000		0	20,000
第 27 期 平成 27 年 2 月 1 日から 平成 28 年 1 月 31 日まで	元請 公共	5,000	4,000		0	9,000
	元請 民間	0	4,000		0	4,000
	下請	0	2,000		0	2,000
	計	5,000	10,000		0	15,000
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請 公共					
	元請 民間					
	下請					
	計					
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請 公共					
	元請 民間					
	下請					
	計					

工事経歴書(様式第二号)の合計欄と一致します。

直前に提出された決算変更届の『直前3年の各事業年度における工事施工金額』において、「とび・土工」の完工高は、1500万円でしたが、そのうち、解体工事にかかる完工高1000万円を抜き出し、「解体工事」の完工高へ振り分けます。

●注意事項●

申請時の直前3年間を1年毎に3年分記載します。直前3年間に提出された決算変更届において、解体工事にかかる完工高は「とび・土工」に含まれていますが、直前3年間すべてにおいて「とび・土工」の完工高から解体工事にかかる完工高を抜き出し「解体工事」へ振り分けます。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)の記載例

(例2)

様式第三号 (第二条関係)

(用紙A4)

許可を受けようとする(既に受けている)建設工事の種類をすべて書きますので、新規申請する「解体工事業」の完工高を記載します。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

許可を受けていない業種に係る建設工事の額を書きます。

(税込・税抜)単位：千円

事業年度	注者の区分	認可に係る建設工事の施工金額		その他の建設工事の施工金額	合計
		建築一式工事	解体工事		
第25期 平成25年2月1日から 平成26年1月31日まで	元請 公共	40,000	0	0	40,000
	元請 民間	20,000	5,000	10,000	35,000
	下請	0	0	0	0
	計	60,000	5,000	10,000	75,000
第26期 平成26年2月1日から 平成27年1月31日まで	元請 公共	40,000	8,000	0	48,000
	元請 民間	10,000	2,000	10,000	22,000
	下請	0	5,000	0	5,000
	計	50,000	15,000	10,000	75,000
第27期 平成27年2月1日から 平成28年1月31日まで	元請 公共	50,000	4,000	0	54,000
	元請 民間	20,000	4,000	5,000	29,000
	下請	0	2,000	0	2,000
	計	70,000	10,000	5,000	85,000
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請 公共				
	元請 民間				
	下請				
	計				
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請 公共				
	元請 民間				
	下請				
	計				

工事経歴書(様式第二号)の合計欄と一致します。

直前に提出された決算変更届の『直前3年の各事業年度における工事施工金額』において、「その他の建設工事の施工金額」は1500万円でしたが、そのうち、解体工事にかかる完工高1000万円を抜き出し、「解体工事」の完工高へ振り分けます。

●注意事項●
 申請時の直前3年を1年毎に3年分記載します。
 直前3年間に提出された決算変更届において、解体工事にかかる完工高は「その他の建設工事の施工金額」に含まれていますが、直前3年間すべてにおいて「その他の建設工事の施工金額」の完工高から解体工事にかかる完工高を抜き出し「解体工事」へ振り分けます。

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
 ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位：千円)」とあるのは「(単位：百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

5. 決算変更届提出時にかかる工事経歴書等の記入方法

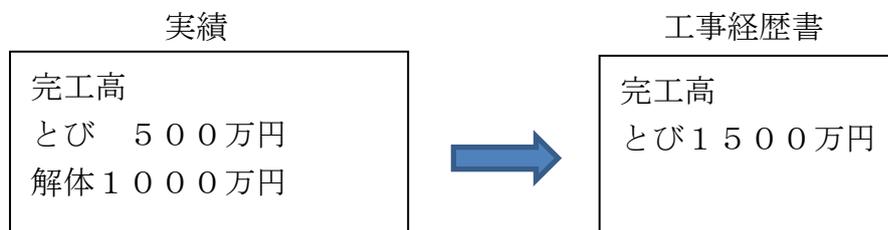
施行日後に決算変更届を提出する際、とび・土工工事業の許可を受けている業者については、工事経歴書の記入において次の点にご留意ください。

(例3) とび・土工工事業の許可を有し、解体工事業の許可は業種追加していない業者が平成28年7月1日～平成31年5月31日に決算変更届を提出する場合、次の(1)または(2)に該当するときの記入方法は以下のとおりです。

(1) 経営事項審査を一切受審しないとき

(2) 経営事項審査を受審するが「とび・土工工事業」の審査は受けないとき

①平成28年7月提出(決算期間:平成27年3月～平成28年4月)



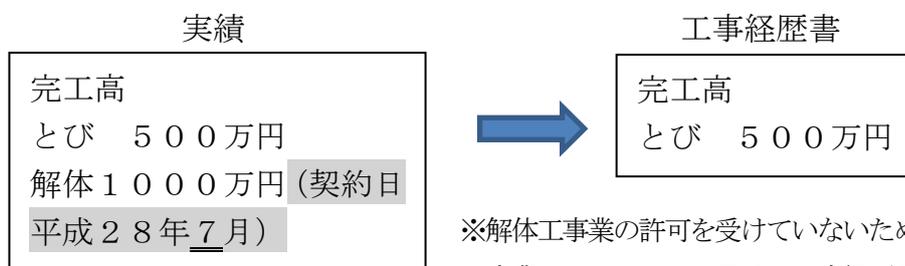
②平成28年12月提出(決算期間:平成27年10月～平成28年9月)



施行日前に契約した解体工事については、工事経歴書において、「とび・土工・コンクリート工事」に完工高を計上します。



③平成28年12月提出(決算期間:平成27年10月～平成28年9月)



※解体工事業の許可を受けていないため、解体工事業の1,000万円は、工事経歴書に計上することができないので、『直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)』の「その他の建設工事の施工金額」に記載します。

施行日後に契約した解体工事については、工事経歴書において、「とび・土工・コンクリート工事」に完工高を計上しません。

⇒次のページは、(例3) にならった「工事経歴書(様式第二号)」及び「直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)」の記載例になります。

工事経歴書(様式第二号)、 直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)の記載例

(例3)②

様式第二号(第二条、第十九条の八関係)

工事経歴書
(税込・税抜)

(例3)①については、(例3)②と同様の処理です。

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者 の別(該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月	完成又は 完成予定年月	
三重県	元請		環境事務所解体工事	三重県津市	〇〇 〇〇	レ	10,000 千円	平成28年 3月	平成28年 9月	
津市	元請		フェンス設置工事	三重県津市	〇〇 〇〇	レ	5,000 千円	平成28年 5月	平成28年 8月	
								平成 年 月	平成 年 月	
小計							2 件	15,000 千円	15,000 千円	千円
合計							2 件	15,000 千円	15,000 千円	千円

施行日前に契約した解体工事は、「工事経歴書」において、「とび・土工・コンクリート工事」に記載し、『直前3年の各事業年度における工事施工金額』においても、「とび・土工・コンクリート工事」に記載します。

様式第三号(第二条関係)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注 文 区 分	認可に係る建設工事の施工金額			その他の建設工事の施工金額	合計
		とび・土工・ コンクリート 工事				
第28期 平成27年10月1日から 平成28年9月30日まで	元請 公共	15,000			0	15,000
	民間	0			0	0
	下請	0			0	0
	計	15,000			0	15,000

様式第二号(第二条、第十九条の八関係)

(例3)③

工事経歴書
(税込・税抜)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者 の別(該当箇所に印を記載) 主任技術者 監理技術者		着工年月	完成又は 完成予定年月	
津市	元請		フェンス設置工事	三重県津市	〇〇 〇〇	レ	5,000 千円	平成28年 5月	平成28年 8月	
								平成 年 月	平成 年 月	
小計							1 件	5,000 千円	5,000 千円	千円
合計							1 件	5,000 千円	5,000 千円	千円

施行日後に契約した解体工事は、「工事経歴書」において、「とび・土工・コンクリート工事」に記載することはできず、『直前3年の各事業年度における工事施工金額』において、「その他の建設工事の施工金額」に記載します。

様式第三号(第二条関係)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜/単位:千円)

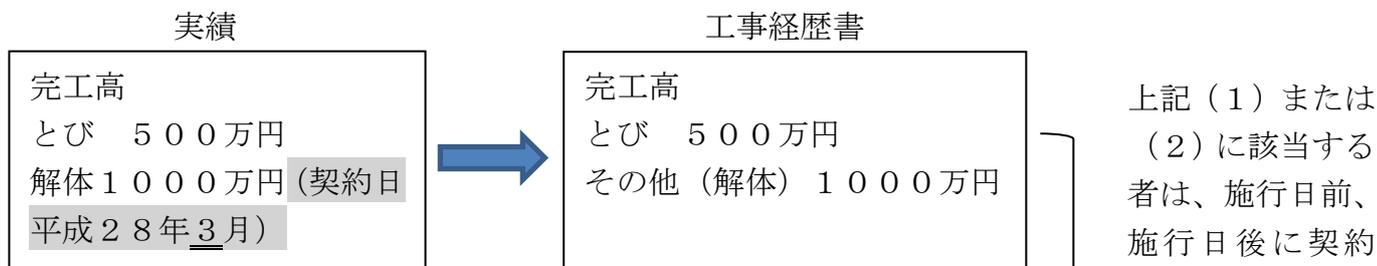
事業年度	注 文 区 分	認可に係る建設工事の施工金額			その他の建設工事の施工金額	合計
		とび・土工・ コンクリート 工事				
第28期 平成27年10月1日から 平成28年9月30日まで	元請 公共	5,000			10,000	15,000
	民間	0			0	0
	下請	0			0	0
	計	5,000			10,000	15,000

(例4) とび・土工事業の許可を有し、解体工事業の許可は業種追加していない業者が平成28年7月1日～平成31年5月31日に決算変更届を提出する場合、次の(1)または(2)に該当するときの記入方法は以下のとおりです。

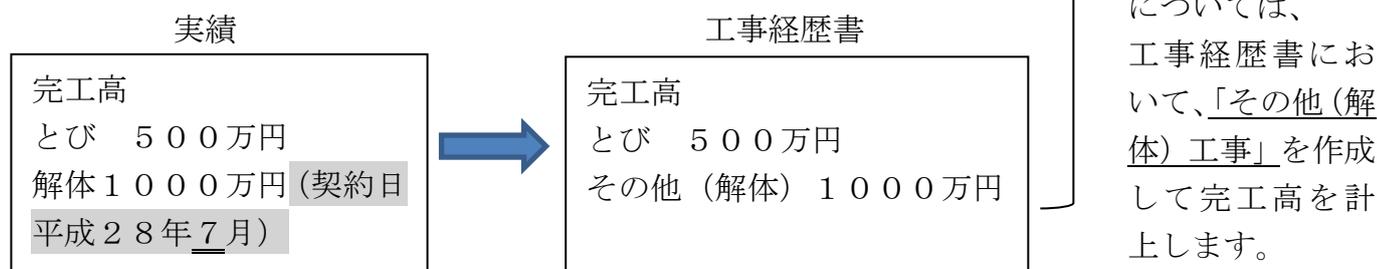
(1) 「とび・土工事業」の経営事項審査を受けるとき

(2) 将来、「解体工事業」の許可を受けて「解体工事業」の審査を受ける見込みのあるとき

①平成28年12月提出(決算期間:平成27年10月～平成28年9月)



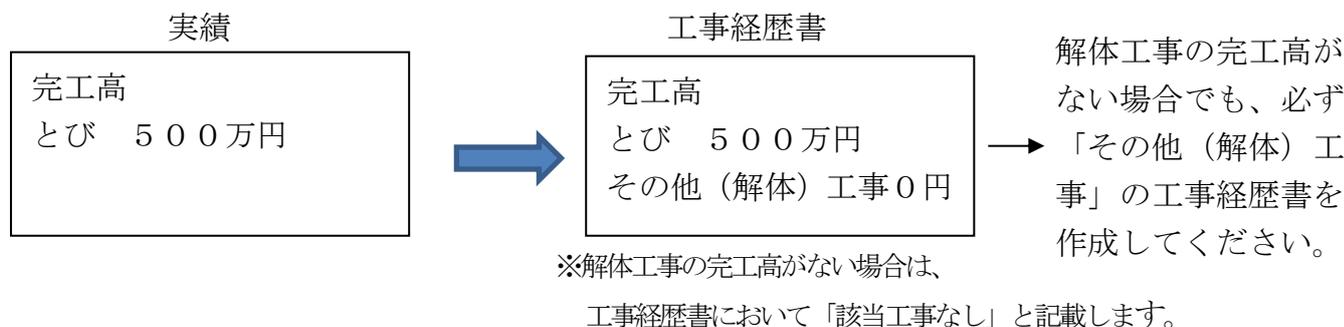
②平成28年12月提出(決算期間:平成27年10月～平成28年9月)



※解体工事業の許可を受けていないため、解体工事の1,000万円は、『直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)』の「その他の建設工事の施工金額」に記載します。

しかし、経営事項審査においては「とび・土工」と「解体工事」の完工高を区別する必要があるため、平成28年7月1日～平成31年5月31日に限り、「その他(解体)工事」の工事経歴書を作成していただくことになりましたのでご承知ください。

③平成28年12月提出(決算期間:平成27年10月～平成28年9月)



⇒次のページは、(例4)にならった「工事経歴書(様式第二号)」及び「直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)」の記載例になります。

工事経歴書(様式第二号)、 直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)の記載例

様式第二号(第二条、第十九条の八関係)

(例4)

工事経歴書

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	氏名	配置技術者		請負代金の額	工期			
						主任技術者又は監理技術者 の別(該当箇所には印を記載)	主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処 ・鋼橋上	着工年月	完成又は 完成予定年月	
津市	元請		フェンス設置工事	三重県津市	〇〇 〇〇	レ		5,000 千円	平成28年 5月	平成28年 8月		
								千円	平成 年 月	平成 年 月		
								千円	平成 年 月	平成 年 月		
小計								1 件	5,000 千円	千円	5,000 千円	千円
合計								1 件	5,000 千円	千円	5,000 千円	千円

前ページ(1)または(2)に該当する者は、施行日前、施行日後に契約したか否かにかかわらず、解体工事の実績については、工事経歴書において「その他(解体)工事」を作成して完工高を計上してください。

様式第二号(第二条、第十九条の八関係)

工事経歴書

(建設工事の種類) その他(解体) 工事 (税込・税抜)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	氏名	配置技術者		請負代金の額	工期			
						主任技術者又は監理技術者 の別(該当箇所には印を記載)	主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処 ・鋼橋上	着工年月	完成又は 完成予定年月	
三重県	元請		環境事務所解体工事	三重県津市	〇〇 〇〇	レ		10,000 千円	平成28年 3月	平成28年 9月		
								千円	平成 年 月	平成 年 月		
								千円	平成 年 月	平成 年 月		
小計								1 件	10,000 千円	千円	10,000 千円	千円
合計								1 件	10,000 千円	千円	10,000 千円	千円

解体工事の完工高がない場合でも、必ず「その他(解体)工事」の工事経歴書を作成してください。その場合、工事経歴書において「該当工事なし」と記載します。

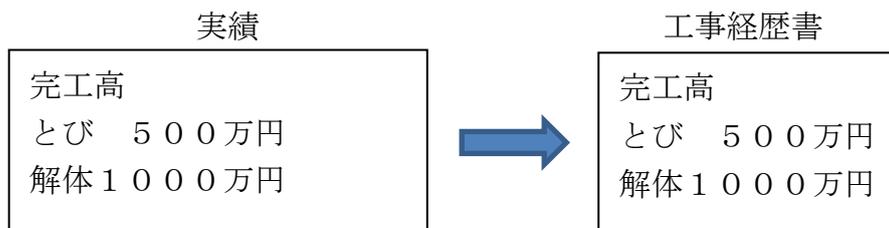
様式第三号(第二条関係)

直前3年の各事業年度における工事施工金額 (税込・税抜/単位:千円)

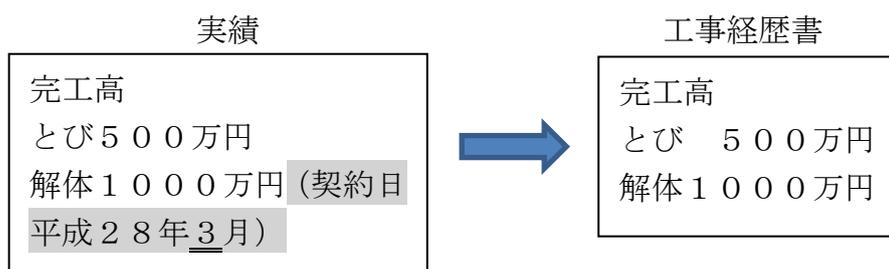
事業年度	注文者 の区分	認可に係る建設工事の施工金額			その他の建設工事の施工金額	合計
		とび・土工・ コンクリート 工事				
第26期 平成25年8月1日から 平成26年9月30日まで	元請	公共	15,000		0	15,000
		民間	0		0	0
	下請		3,000		2,000	5,000
		計	18,000		2,000	20,000
第27期 平成26年8月1日から 平成27年9月30日まで	元請	公共	10,000		0	10,000
		民間	0		0	0
	下請		5,000		1,000	6,000
		計	15,000		1,000	16,000
第28期 平成27年8月1日から 平成28年9月30日まで	元請	公共	5,000		10,000	15,000
		民間	0		0	0
	下請		0		0	0
		計	5,000		10,000	15,000
第 期 平成 年 月 日から	元請	公共				
		民間				

(例5) とび・土工工事業の許可に加えて、解体工事業の許可を業種追加した業者が、経過措置期間中に決算変更届を提出する場合
経営事項審査の受審の有無にかかわらず

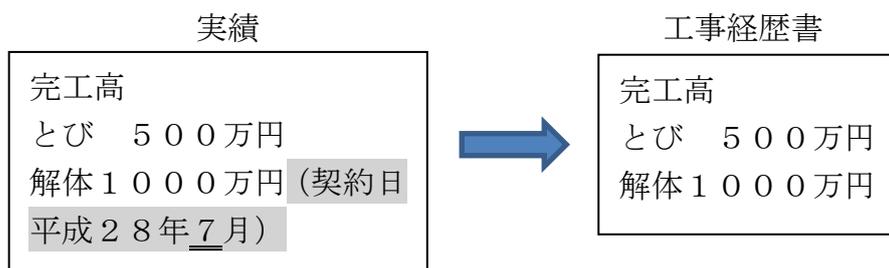
①平成28年7月提出（決算期間：平成27年3月～平成28年4月）



②平成28年12月提出（決算期間：平成27年10月～平成28年9月）



③平成28年12月提出（決算期間：平成27年10月～平成28年9月）



解体工事業の許可を業種追加した後は、施行日前、施行日後に契約したか否かにかかわらず、解体工事の実績については、工事経歴書において、「解体工事」に完工高を計上する。

⇒次のページは、(例5) にならった「工事経歴書 (様式第二号)」及び「直前3年の各事業年度における工事施工金額 (様式第三号)」の記載例になります。

工事経歴書(様式第二号)、 直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第三号)の記載例

様式第二号(第二条、第十九条の八関係)

工 事 経 歴 書											
(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込・税抜)											
注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請負代金の額	工 期			
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別 (該当箇所)に印を記載 主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処 ・鋼橋上	着 工 年 月	完 成 又 は 完 成 予 定 年 月	
津市	元請		フェンス設置工事	三重県津市	〇〇 〇〇	レ	5,000 千円		平成28年 5月	平成28年 8月	
							千円		平成 年 月	平成 年 月	
							千円		平成 年 月	平成 年 月	
						小 計	1 件	5,000 千円	千円	うち、元請工事 5,000 千円	千円
						合 計	1 件	5,000 千円	千円	うち、元請工事 5,000 千円	千円

様式第二号(第二条、第十九条の八関係)

工 事 経 歴 書											
(建設工事の種類) 解体 工事 (税込・税抜)											
注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請負代金の額	工 期			
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別 (該当箇所)に印を記載 主任技術者 監理技術者		うち、 ・PC ・法面処 ・鋼橋上	着 工 年 月	完 成 又 は 完 成 予 定 年 月	
三重県	元請		環境事務所解体工事	三重県津市	〇〇 〇〇	レ	10,000 千円		平成28年 3月	平成28年 9月	
							千円		平成 年 月	平成 年 月	
							千円		平成 年 月	平成 年 月	
						小 計	1 件	10,000 千円	千円	うち、元請工事 10,000 千円	千円
						合 計	1 件	10,000 千円	千円	うち、元請工事 10,000 千円	千円

解体工事業の許可を業種追加(般・特新規)した後は、
施行日前、施行日後に契約したか否かにかかわらず、
解体工事の実績については、「工事経歴書」において、
「解体工事」に計上します。

様式第三号(第二条関係)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

事 業 年 度	注 文 者 の 区 分		認 可 に 係 る 建 設 工 事 の 施 工 金 額				そ の 他 の 建 設 工 事 の 施 工 金 額	合 計
			(税込・税抜) 単位：千円					
			とび・土工・ コンクリート 工事	解体 工事				
第 28 期	元請	公 共	5,000	10,000		0	15,000	
平成 27 年 10 月 1 日から		民 間	0	0		0	0	
平成 28 年 9 月 30 日まで		下 請	0	0		0	0	
		計	5,000	10,000		0	15,000	

6. 許可申請時にかかる有資格区分コードの記入方法

業種追加または般・特新規の申請を行う際、申請時の法定書類である「専任技術者一覧表（様式第1号 別紙四）」、「専任技術者証明書（様式第8号）」、「国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）」においては、技術者の保有する資格区分を記入する項目があります。そこに記入する技術者の有資格区分コードについて、解体工事業の新設及び新設にかかる経過措置の関係により、新たな有資格区分コードが追加されましたので、申請時には、P33～34「技術者の資格表」にしたがって記入してください。

表7 専任技術者 工事種類・有資格区分コード表

法律条文		要件		工事種類 項番64	有資格区分 項番65	
一般	建設業法 第7条第2号	イ	指定学科卒業 + 実務経験 【大学・高専卒3年／高校卒5年】	1	01	
		ロ	実務経験 10年経験	4	02	
		ハ	国家資格者等	7	P33～34技術者の資格表	
特定	建設業法 第15条第2号	イ	国家資格者・建設業法及び建築士法による技術者(1級) ・技術士法による資格者	9	P33～34技術者の資格表	
		ロ	指導監督的 実務経験 2年以上	+ 法第7条第2号イ 【指定学科卒業 + 実務経験】	2	01
				+ 法第7条第2号ロ 【実務経験 10年以上】	5	02
				+ 法第7条第2号ハ 【国家資格者等】	8	P33～34技術者の資格表
		ハ		大臣特認(同号イと同等以上)	3	03
大臣特認(同号ロと同等以上)	6			04		

例：解体工事業を業種追加する場合 ⇒ 平成28年7月に解体工事業の業種追加を行う

申請者・・・・・・・・・・エム・アイ・イー土木株式会社

既に許可を受けている業種・「土木工事業」、「とび・土工事業」

今回追加する業種・・・・・・「解体工事業」

専任技術者 伊勢 三郎・・「土木工事業」、「とび・土工事業」に加えて、
「解体工事業」の専任技術者も担当する予定である。

専任技術者の保有資格・・・・1級土木施工管理技士（平成25年度合格者）

解体工事の実務経験なし、登録解体工事講習の受講なし

専任技術者の伊勢 三郎は、1級土木施工管理技士の資格を有していますが、平成27年度までの合格者であり、また解体工事に関する実務経験1年以上を有しておらず、登録解体工事講習の受講もしていないため、解体工事業の技術者の要件を満たしません。しかし、解体工事業の技術者要件にかかる経過措置（P6参照）により、平成33年3月31日までの間は、既存のとび・土工事業の技術者は、すべて解体工事業の技術者とみなされることから、このたび専任技術者として申請を行います。

⇒次のページはこの例にならった記載例です。

「専任技術者証明書(様式第8号)」の記載例

様式第八号 (第三条関係) (用紙A4)
00003

専任技術者証明書 (新規・変更)

(1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号
建設業法第16条第2号 に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
 (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成 28 年 7 月 11 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 三重県 知事 殿

申請者
~~届出者~~

三重県津市桜橋3丁目446番34号
 エム・アイ・イー土木株式会社
 代表取締役 三重太郎

区分 617 (1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

大臣知事コード 62

許可番号 62

許可年月日
 平成 28 年 7 月 11 日

記

専任技術者として該当する実務経験、資格等のコードをP31~32「技術者の資格表」にしたがって数字を記入します。

フリガナ (フリガナ) イセ サブロウ 元号 [平成H、昭和S、大正T、明治M]

生年月日 S42年05月05日

今後担当する建設工事の種類 9

現在担当している建設工事の種類 9

有資格区分 13 1C

変更、追加又は削除の年月日 平成 28 年 7 月 11 日

専任技術者の住所 津市広明町13番地

営業所の名称 (新所属) 本社

名称 (旧所属)

業種追加、般・特新規の場合は記入不要です。

専任技術者となる業種について、P25「専任技術者 工事種類・有資格区分コード表」にしたがって数字を記入します。

新様式には解体工事業の項目が追加されています。

●注意事項●

P33~34「技術者の資格表」の資格区分から該当する資格コードを記入します。この場合、当該技術者は1級土木施工管理技士の資格を有しているので、「13 (1級土木施工管理技士)」と記入します(「土木工事業」、「とび・土工工事業」の専任技術者の資格に対応)。一方、「解体工事業」については、解体工事業の技術者ではないものの、経過措置の対象者であるため「1C (1級土木施工管理技士) (附則第4条該当)」を記入します。

「専任技術者一覧表(様式第1号 別紙四)」の記載例

別紙四

専任技術者一覧表

平成28年7月11日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本社	イセ サブロウ 伊勢 三郎	士-9、と-9、解-9	13 1C
	28		

専任技術者が担当する業種について、業種の略号に続けて工事種類のコードを記入します。(P27「専任技術者 工事種類・有資格区分コード表」参照)

専任技術者として該当する実務経験、資格等のコードを記入します。(P33~P34「技術者の資格表」参照)

「実務経験証明書(様式第9号)」の記載例

様式第九号 (第三条関係)

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、解体 工事にし、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

一人が複数の業種をいずれも実務経験で担当する場合、担当する期間の重複は認められません。(例えば資格を有しない者が2業種を担当する場合、10年ごと計20年の経験を証明する必要があります。)

平成 28 年 7 月 11 日

三重県津市桜橋3丁目446番34号
 エム・アイ・イー土木株式会社
 代表取締役 三重太郎 (印)

原則として使用者が証明者となります。

証明者

被証明者との関係 従業員

建設工事の実務の経験をした時の使用者の商号又は名称を書きます。

証明者の立場から見た技術者との関係を書きます。

印鑑登録した印鑑を押印してください。

技術者の氏名	伊勢 三郎	生年月日	昭和35年12月7日	使用された期間	平成10年 4月から 平成28年 6月まで
使用者の商号又は名称	エム・アイ・イー土木(株)				
職名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
担当	佐藤邸解体工事 施工監督 他30件			平成18年1月から平成18年12月まで	
担当	中村邸解体工事 施工監督 他35件			平成19年1月から平成19年12月まで	
担当	伊勢公民館解体工事 施工監督 他40件			平成20年1月から平成20年12月まで	
主任	三重商店解体工事 施工監督 他30件			平成21年1月から平成21年12月まで	
主任	四日市店舗解体工事 施工監督 他35件			平成22年1月から平成22年12月まで	
主任	桑名ビル解体工事 施工監督 他20件			平成23年1月から平成23年12月まで	
係長	丸の内ビル解体工事 施工監督 他25件			平成24年1月から平成24年12月まで	
係長	松阪商店解体工事 施工監督 他30件			平成25年1月から平成25年12月まで	
係長	三重小学校解体工事 施工監督 他10件			平成26年1月から平成26年12月まで	
係長	鈴鹿工場解体工事 施工監督 他20件			平成27年1月から平成27年12月まで	
係長	山田邸解体工事 施工監督 他20件			平成28年1月から平成28年6月まで	
被証明者が所属していた部課名を書きます。小規模事業者などで明確な所属が存在しない場合は、「取締役」「事業主」「現場監督」「工事部長」などの職名を書きます。	従事した工事の内容が具体的に明らかになるよう書きます。 なお、通年にわたって建設工事が続く場合にはその年の代表工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として、1年分を1行にまとめて書きます。 なお、記載した工事について、契約書、発注証明書、注文書、工事履行証明書等の工事請負の実態がわかるもの【写】の提出が必要です。			合計年数は、記載した工事の経験期間を合計して書きます。なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで書きます。	
使用者の証明を得ることができない理由を書きます。 1 事業主のみの場合 自営のため 2 使用者が倒産等のため証明が得られない場合 倒産により使用者が行方不明のため など				年 月 日から 年 月 日まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				年 月 日から 年 月 日まで	
				合計 満 10 年 6 月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

「国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第11号の2)」の記載

様式第十一号の二(第四条、第十条関係)

(用紙A4)

00007

国家資格者等・監理技術者一覧表(新規・変更・追加・削除)

- (1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
 (2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があつたので、届出をします。

平成 28年 7月 15日

地方整備局長
 北海道開発局長
 三重県 知事 殿

申請者
 届出者
 三重県津市桜橋3丁目44番34号
 エム・アイ・イー土木株式会社
 代表取締役 三重太郎 印

区 分 項番 7 1 I (1. 新規許可又は許可換え 2. 一般建設業の許可のみ→特定建設業の許可を申請 3. 有資格区分等の変更 4. 技術者の追加 5. 技術者の削除)

大臣コード

許可年月日

許可番号 7 2 国土交通大臣 許可(特) 第 5 10 号 平成 11 13 15 年 月 日

氏名 (フリガナ) ミ エ ジ ロ ウ 元号[平成H、昭和S、大正T、明治M]

氏名 7 3 ミ エ 三 重 次 郎 生年月日 15 18 20 年 0 3 月 2 1 日

今後担当できる建設工事の種類(建設業法第15条第2号ロ又はハ関係) 7 4 1 2 3

既提出の一覧表における建設工事の種類

有資格区分 7 5 I 3 I C

技術者として該当する実務経験、資格等のコードをP33~34「技術者の資格表」にしたがって記入します。記入の方法は、専任技術者証明書と同様です。

氏名 (フリガナ) 元号[平成H、昭和S、大正T、明治M]

氏名 生年月日 15 18 20 年 月 日

今後担当できる建設工事の種類(建設業法第15条第2号ロ又はハ関係) 7 4 1 2 3 4 5 6 7 8

既提出の一覧表における建設工事の種類

有資格区分 7 5 1 2 3 4 5 6 7 8

表8 国家技術者等・監理技術者 工事種類・有資格区分コード表

法律条文		要件	工事種類 項番74	有資格区分 項番75	
一般 特定 共通	建設業法 第7条第2号	イ 指定学科卒業 + 実務経験 【大学・高専卒3年/高校卒5年】	届出不要		
		ロ 実務経験 10年経験	届出不要		
	ハ 国家資格者等	記載不要	P33~34技術者の資格表		
	第15条第2号	イ 国家資格者・建設業法及び建築士法による技術者(1級) ・技術士法による資格者	記載不要	P33~34技術者の資格表	
特定 のみ	建設業法 第15条第2号	ロ 指導監督的 実務経験 2年以上	+ 法第7条第2号イ 【指定学科卒業 + 実務経験】	2	01
			+ 法第7条第2号ロ 【実務経験 10年以上】	5	02
			+ 法第7条第2号ハ 【国家資格者等】	8	P33~34技術者の資格表
	ハ	大臣特認(同号イと同等以上)	3	03	
大臣特認(同号ロと同等以上)		6	04		

解体工事業の技術者要件にかかる専任技術者の配置における注意点

○解体工事業の技術者要件にかかる経過措置

- ・平成33年3月31日までの間は、既存のとび・土工工事業の技術者は、すべて解体工事業の技術者とみなされます。

※上記の経過措置により、既存のとび・土工工事業の技術者要件にて解体工事業の専任技術者を配置している建設業者は、平成33年4月1日以降も解体工事業の許可を継続して受ける場合、経過措置期間満了までに、専任技術者が解体工事業の技術者要件を満たすか、解体工事業の技術者要件を満たす者に変更しなければなりません。

○経過措置により、既存のとび・土工工事業の技術者要件にて解体工事業の専任技術者になっている者が解体工事業の技術者要件を満たした場合の手続き

「営業所専任技術者の変更（有資格区分の変更）」に該当しますので、事実発生後2週間以内に以下の書類を3部（正本2部、副本1部）提出してください。

- ①「変更届出書（様式第22号の2）」・・・第二面が省略できるもの
- ②「専任技術者一覧表（様式第1号別紙四）」
- ③「専任技術者証明書（様式第8号）」
- ④解体工事業の技術者要件を満たしたことを証する書類（実務経験証明書、登録解体工事講習修了証、該当する資格証明書の写し等）

経過措置期間満了時（平成33年3月31日時点）に解体工事業の技術者要件を満たしていない場合（要件を満たしているものの変更届出書を提出しない場合も含む）、その時点をもって解体工事業の許可は取消となりますのでご注意ください。

○変更届出書の記入について

P27の（例）によると、当該専任技術者が解体工事業の技術者要件を満たすためには、解体工事に関する実務経験1年以上を有するか、または、登録解体工事講習を受講するか、または、技術者要件を満たす新たな資格を取得する必要があります。経過措置期間満了までに、変更届出書（営業所専任技術者の有資格区分の変更）を提出して、解体工事業の技術者要件を満たす必要があります。

⇒次のページは、「変更届出書（様式第22号の2）」、「専任技術者一覧表（様式第1号別紙四）」、「専任技術者証明書（様式第8号）」の記載例です。なお、記載例は、経過措置期間中に登録解体工事講習を受講したことを想定しています。

技術者の資格表 (2/2)

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鉄	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
71	建築大工		○																										
64	型枠施工		○	○																									
6B	型枠施工 (附則第4条該当)																											○	
72	左官			○																									
57	とび・とび工 (とび技能士)				○																							○	
5B	とび・とび工 (とび技能士) (附則第4条該当)																											○	
73	コンクリート圧送施工				○																								○
7A	コンクリート圧送施工 (附則第4条該当)																											○	
66	ウェルポイント施工				○																								○
6C	ウェルポイント施工 (附則第4条該当)																											○	
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管								○																				
75	給排水衛生設備配管								○																				
76	配管・配管工								○																				
70	建築板金「ダクト板金作業」						○	○						○															
77	タイル張り・タイル張り工								○																				
78	築炉・築炉工・れんが積み								○																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工				○				○																				
80	石工・石材施工・石積み				○																								
81	鉄工・製罐									○																			
82	鉄筋組立て・鉄筋施工										○																		
83	工場板金													○															
84	板金・建築板金・板金工						○							○															
85	板金・板金工・打出し板金						○							○															
86	かわらぶき・スレート施工						○																						
87	ガラス施工													○															
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																○												
89	建築塗装・建築塗装工																○												
90	金属塗装・金属塗装工																○												
91	噴霧塗装																○												
67	路面標示施工																○												
92	畳製作・畳工																			○									
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																			○									
94	熱絶縁施工																			○									
95	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工																					○						○	
96	造園																						○						
97	防水施工																	○											
98	さく井																										○		
61	地すべり防止工事 【1年】				○																						○		
6A	地すべり防止工事 (附則第4条該当) 【1年】																										○		
62	建築設備士 【1年】								○	○																			
63	計装 【1年】								○	○																			
40	基礎くい工事				○																								
60	解体工事 (登録技術試験)																											○	
99	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号 (上記コード11~98に該当するものを除く) 及び第3号該当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9A	建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号 (上記コード11~98に該当するものを除く) 及び第3号該当 (経過措置用)																											○	
01	法第7条第2号 イ 該当 (指定学科卒業+実務経験)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
0A	法第7条第2号 イ 該当 (指定学科卒業+実務経験) (経過措置用)																											○	
02	法第7条第2号 ロ 該当 (10年の実務経験)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
0B	法第7条第2号 ロ 該当 (10年の実務経験) (経過措置用)																											○	
01	法第7条第2号 イ 及び 法第15条第2号 ロ 該当		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
0A	法第7条第2号 イ 及び 法第15条第2号 ロ 該当 (経過措置用)																											○	
02	法第7条第2号 ロ 及び 法第15条第2号 ロ 該当		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
0B	法第7条第2号 ロ 及び 法第15条第2号 ロ 該当 (経過措置用)																											○	
03	法第15条第2号 ハ 該当 (同号イと同等以上)	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
04	法第15条第2号 ハ 該当 (同号ロと同等以上)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

●注意事項●
点線(○)で記載された資格等を有する者は、平成33年3月31日までの間に限り解体工事業の技術者としてみなされます。

職業能力開発促進法(技能検定「技能士」)

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

◎: 特定建設業 及び 一般建設業の営業所専任技術者 となりうる資格
○: 一般建設業の営業所専任技術者 となりうる資格

6. Q&A

1 許可関係

Q 1-1

平成28年5月20日にとび・土工工事業を業種追加（又は新規申請）した場合、許可がおりるのは施行日後になることが予想されますが、この場合、経過措置（施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる業者は、引き続き3年間は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能）は適用されますか。

（回答）

適用されません。施行日時点でとび・土工工事業の許可を有していなければなりません。

Q 1-2

施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けている業者において、経過措置期間中に解体工事業の業種追加の申請をしたが、許可日が経過措置終了後となる場合、平成31年6月1日から業種追加の許可日までの期間は、解体工事業を営むことができませんか。

（回答）

経過措置期間内に解体工事業にかかる許可申請をした場合は、経過措置期間の経過後、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業にかかる許可を受けなくても引き続き解体工事業を営むことができます。

Q 1-3

施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けている業者において、解体工事業の許可を受けずに経過措置期間を満了した場合、平成31年6月1日以降、500万円未満の解体工事であれば施工することは可能でしょうか。

（回答）

これまで500万円未満の解体工事を請け負うには、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）において、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業のいずれかの建設業許可か、建設リサイクル法による解体工事業の登録があれば可能でした。しかし、建設業法による解体工事業の新設にあわせて、建設リサイクル法も改正され、経過措置期間満了後は、500万円未満の解体工事であっても、とび・土工工事業の許可をもって施工することができなくなりました。

そのため、経過措置期間満了後も解体工事業を営もうとする場合、建設業法による解体工事業の許可を受けるか、建設リサイクル法による解体工事業の登録を行う必要があります。

参考：建設リサイクル法第21条「解体工事業を営もうとする者（建設業法別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は~~解体工事業とび・土工工事業~~に係る同法第3条第1項の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない」（平成28年6月1日改正）

2. 技術者要件

Q2-1

旧とび・土工工事業の技術者として認められていたが、解体工事業の技術者として認められなくなった技術者の資格を教えてください。

（回答）

（1級・2級）建設機械施工技士、2級土木施工管理技士（薬液注入）、技術士（農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）、技能士（型枠施工、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工、地すべり防止工事）

Q2-2

旧とび・土工工事業の技術者として認められていなかったが、解体工事業の技術者として新たに認められた技術者の資格を教えてください。

（回答）

2級建築施工管理技士（建築）、登録技術試験の合格者（種目：解体工事）

Q2-3

P5、解体工事業の技術者要件について、主任技術者の資格等にて認められている一覧の中に「登録技術試験の合格者（種目：解体工事）」がありますが、これはどのような試験なのでしょうか。

（回答）

平成28年6月1日より解体工事に関する試験を行っている各種団体から登録試験の申請が開始され、それが登録されれば登録技術試験として認定されます。登録後、順次官報公告が行われます。当該試験に合格すれば合格証明書が発行されるので、それをもって技術者の資格として認定されます。

なお、官報公告された場合、随時ホームページにて情報提供いたします。

●登録技術試験の合格証明書の様式

(登録技術試験の名称) 合格証明書	
氏名	
生年月日	年 月 日
この者は、建設業法施行規則第七条の四第一号の表の登録技術試験のうち、(登録技術試験の種目)に合格した者であることを証します。	
合格年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
合格証明書番号	第 号
(登録技術試験実施機関の名称) 印	
(登録番号 第 番)	

●登録技術試験（種目：解体工事）の内容

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令に関する事項
土木工学及び建築工学に関する科目	構造力学、材料学その他基礎的な土木工学及び建築工学に関する事項
解体工事の施工方法に関する科目	解体工事に係る木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の工法に関する科目	解体工事の工法及び機器の種類及び選定に関する事項
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
試験時間	3時間30分

Q 2 - 4

解体工事業の許可を受ける際、解体の営業所専任技術者を「解体工事業の技術者資格ではないとび・土工工事業の技術者（例えば、1級建設機械施工技士）」としましたが、この者が解体工事業の技術者要件を満たすことなく経過措置期間が満了した場合、解体工事業は取消（廃業）になりますか。

（回答）

技術者要件に関する経過措置は平成33年3月31日までですので、経過措置満了時点で解体工事業の技術者要件を満たす者となっていなければ取消（廃業）になります。つまり、それまでに解体工事業の技術者要件を満たす資格を取得するか、資格を有している者に変更する必要があります。

Q 2 - 5

技術者要件に関する経過措置が平成33年3月31日までありますが、施行日までに実務経験でとび・土工工事業の技術者となっている者について、解体工事業の技術者としてみなされますか。実務経験で認定されている者のなかには、解体工事の実務経験が全くない技術者も含まれると思われませんが問題ありませんか。

（回答）

施行日までに実務経験で「とび・土工工事業」の技術者となっている者も、経過措置期間中は解体工事業の技術者としてみなされます。

Q 2 - 6

P 1 4、専任技術者の資格要件の確認をする際に、国家資格等を有する場合、提出時にどのような書類を提出すべきか例示してください。

（回答）

- 例 1 （土木・建築）施工管理技士の合格証明書（平成27年度以前の合格者）
＋実務経験証明書又は登録解体工事講習修了証
- 例 2 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））の登録証＋実務経験証明書又は登録解体工事講習修了証
- 例 3 監理技術者資格者証＋（実務経験証明書）又は登録解体工事講習修了証
- 例 4 （土木・建築）施工管理技士の合格証明書（平成28年度以降の合格者）
- 例 5 とび技能士（1級）の合格証書
- 例 6 とび技能士（2級）の合格証書＋実務経験証明書
- 例 7 登録技術試験（種目：解体工事）の合格証明書

以上のパターンが想定されます。

Q 2 - 7

「専任技術者の資格要件の確認（P 1 4）」にて、合格証明書の代わりに監理技術者資格者証を提出書類とすることはできますか。

（回答）

実務経験年数として算定されるのは、当該試験の合格証明書発行日以降の実務経験に限定されます。「監理技術者資格者証」は、交付時点において当該技術者が保有している資格を表しているに過ぎないため、技術検定の合格証明書が発行された時期が確認できない場合があります。したがって、実務経験証明書を提出する場合、「監理技術者資格者証」だけでは認められない場合がありますのでご注意ください。一方、登録解体工事講習修了証を提出する場合は、合格した時期にかかわらず認められます。

認められる場合

例：初回交付日 平成20年11月1日 交付日 平成25年11月13日

有する資格 『一土施（一級土木施工管理技士）、一建士、技（建）』

実務経験証明書の実務経験年数（平成26年1月～平成26年12月）

⇒交付日時点の平成25年11月13日において、一級土木施工管理技士に合格していると判断できます。

認められない場合

例：初回交付日 平成17年7月31日 交付日 平成27年7月20日

有する資格 『一土施（一級土木施工管理技士）、一建士、技（建）』

実務経験証明書の実務経験年数（平成26年1月～平成26年12月）

⇒一級土木施工管理技士に合格したのがいつの時点か不明であり、当該技術検定に合格した以降の実務経験か否か判断できませんので、一級土木施工管理技士の合格証明書を提出してください。

3. 実務経験

Q 3-1

P 6の「法施行前、法施行後の実務経験の算出例」について、施行日前の解体工事の経験は、とび・土工工事業と解体工事業両方の経験として重複計算できますか。例えば、ある者が法施行前のとび・土工工事業者において10年間解体工事に携わっていた場合、その者はとび・土工工事業と解体工事業の両方について営業所専任技術者となるのに必要な10年の実務経験を有するということになるのか。それとも、建設業許可事務ガイドラインに定めるとおり実務経験の重複計算は認められないので、一方の業種の実務経験のみを有するということになりますか。

(回答)

施行日前の解体工事の実務経験は、とび・土工工事業と解体工事業両方の経験として重複計算できます。例えば、平成17年1月～平成26年12月の10年間において解体工事の実務経験がある場合は、施行日前のとび・土工工事業の実務経験となりますので、「とび・土工工事業」と「解体工事業」の重複が認められ、両方の営業所専任技術者になれます。

Q 3-2

契約書に記載されている名称だけでは解体工事が含まれているか不明なとき、どのような書類を持参する必要がありますか。

(回答)

契約書のみでは不明な場合、内訳を確認するための工程表や見積書、内訳書を提示してください。

Q 3-3

解体工事の技術者資格において、(土木・建築)施工管理技士の資格を有する者には、1年以上の実務経験か登録解体工事講習の受講が必要だとの記載がありますが、この登録解体工事講習とはいったいどのようなものでしょうか。また、受講したことを確認する書面として何を持参すればよいのでしょうか。

(回答)

平成28年6月1日より解体工事の講習を行っている各種団体から登録講習申請が提出され、それが登録されれば登録解体工事講習として認定されます。登録後、順次官報公告が行われます。講習を受講すれば、下記のとおり「登録解体工事講習終了証」が発行されるので、それを確認書類として持参してください。

なお、官報公告された場合、随時ホームページにて情報提供いたします。

●登録解体工事講習修了証の様式

登録解体工事講習修了証	
(修了証番号 第 号)	
氏 名	
(生年月日 年 月 日)	
この者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第 号）附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第二号の表解体工事業の項第一号又は第二号の登録を受けた講習を終了した者であることを証します。	
修了年月日 年 月 日	
登録講習実施機関代表者 印	
(登録番号 第 号)	

●登録解体工事講習の内容

科目	内容
解体工事の関係法令に関する科目	廃棄物処理法、建設リサイクル法、その他関係法令に関する事項
解体工事の工法に関する科目	木造、鉄筋コンクリート造その他の構造に応じた解体工事の施工方法に関する事項
解体工事の実務に関する科目	解体工事の作業の特性等の実務に関する事項
合計時間	3. 5 時間以上

Q 3 - 4

解体工事の技術者資格において、（土木・建築）施工管理技士の資格を有する者には、1年以上の実務経験か登録解体工事講習の受講が必要ですが、早くとも講習は6月1日以降から始まるため、施行日後すぐに解体工事業の許可を業種追加したい業者は実務経験で取るしかないのでしょうか。

（回答）

必ずしも実務経験で取る必要はありません。『平成33年3月31日までの間は、既存のとび・土工工事業の技術者はすべて解体工事業の技術者とみなす』（P3）という技術者要件に関する経過措置の規定により、とび・土工工事業の技術者として申請することができます。しかし、とび・土工工事業の技術者は平成33年3月31日までしか認められてないので、その日までに実経験証明書又は講習修了証を提出して解体工事業としての技術者要件を満たす必要があります。なお、提出の際には、「変更届出書（様式第22号の2）」、「専任技術者一覧表（別紙四）」、「専任技術者証明書（様式第8号）」もあわせてご提出ください（詳細は、P31を参照）。

Q 3 - 5

解体工事の技術者資格において、（土木・建築）施工管理技士の資格を有する者には、1年以上の実務経験か登録解体工事講習の受講が必要ですが、実務経験として従事していた時期はいつでもよいのでしょうか。

（回答）

実務経験として従事していた時期について、当該技術試験の合格証明書発行以後の実務経験に限定されます。例えば、平成26年3月15日に2級土木施工管理技士の合格証明書が発行された者について、たとえ合格証明書発行以前に解体工事に従事していたとしても、その経験は実務経験年数として算定できません。合格証明書発行以後の実務経験しか認められません。

4. その他

Q 4 - 1

現在、建設リサイクル法における解体工事業の登録をしていますが、建設業法における解体工事業の新設にあたり、解体工事業の許可を取得しなければなりませんか。

（回答）

建設リサイクル法で規定されている解体工事業の登録については、これまでどおり変更なく継続されますので、今度も請負金額500万円未満の解体工事の場合は、建設業法の解体工事業の許可ではなく、建設リサイクル法の解体工事業の登録を受けていれば施工することができます。